

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

005GA78U

401253

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

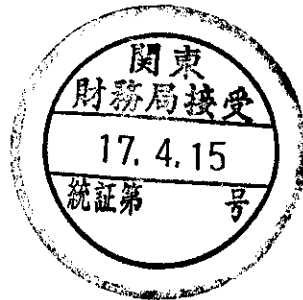
【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】



変更報告書 No.2

法第27条の26第2項

関東財務局長

パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行

代表取締役社長 デービッド・ジェー・セマイヤ

〒150-8402 東京都渋谷区広尾1丁目1番39号

平成17年3月31日

平成17年4月15日

6

連名



第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社リョーサン
会社コード	8140
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	〒101-0031 東京都千代田区東神田2-3-5

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	〒150-8402 東京都渋谷区広尾1丁目1番39号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和61年4月1日
代表者氏名	デービッド・ジェー・セマイヤ
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス 早瀬 進
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

保有目的	信託契約に基づく顧客の資産運用目的
------	-------------------

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0	0	314,300
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N 0	O 314,300
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P	0	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	314,300	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	0	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S	36,500,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.86%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.80%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)/2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社
住所又は本店所在地	〒150-8402 東京都渋谷区広尾1丁目1番39号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和63年3月11日
代表者氏名	岡本 和久
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投信投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス 早瀬 進
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

投資一任契約に基づく顧客の資産運用および投資信託約款に基づく資産運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0	0	1,679,700
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N 0	O 1,679,700
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P	0	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)		1,679,700	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)		0	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S	36,500,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		4.60%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		3.43%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者)／3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	バークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ (Barclays Global Investors, N.A.)
住所又は本店所在地	〒94105 米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 フリーモント・ストリート45
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年4月3日
代表者氏名	ブレイク・グロスマン
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス 早瀬 進
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

顧客および投資信託等の資産運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0	0	402,000
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N 0	O 402,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P	0	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	402,000	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	0	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S	36,500,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		1.10%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.72%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

第2【提出者に関する事項】

4【提出者(大量保有者)／4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・オーストラリア・リミテッド(Barclays Global Investors Australia Ltd)
住所又は本店所在地	〒2000 オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州 シドニー ハーリントン・ストリート 111
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和54年11月27日
代表者氏名	ジャスティン・ウッド
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス 早瀬 進
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

顧客および投資信託等の資産運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0	0	11,800
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N 0	O 11,800
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P	0	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	11,800	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	0	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S	36,500,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)*100)		0.03%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.01%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

第2【提出者に関する事項】

5【提出者(大量保有者)／5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(有限会社)
氏名又は名称	パークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド(Barclays Global Investors Ltd)
住所又は本店所在地	〒EC3N 4HH 英国ロンドン市 ロイヤル・ミント・コート1
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和39年3月18日
代表者氏名	リンゼイ・トムリンソン
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス 早瀬 進
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

顧客および投資信託等の資産運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0	0	101,300
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N 0	O 101,300
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P	0	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	101,300	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	0	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S	36,500,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.28%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.20%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

第2【提出者に関する事項】

6【提出者(大量保有者)／6】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(有限会社)
氏名又は名称	パークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド (Barclays Capital Securities Ltd)
住所又は本店所在地	〒EC3P 3AH 英国 ロンドン市 ロンバード・ストリート54
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和60年7月9日
代表者氏名	ロバート・ノウィキ
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス 早瀬 進
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

自己資産の運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	2,600	0	0
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 2,600	N 0	O 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P	0	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	2,600	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	0	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S	36,500,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.01%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.04%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

1【共同保有者／1】

(1)【共同保有者の概要】

①【共同保有者】

個人・法人の別	
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

(1) バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社
(2) バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社
(3) バークレイズ・グローバル・インベスターズ・エヌ・エイ (Barclays Global Investors, N.A.)
(4) バークレイズ・グローバル・インベスターズ・オーストラリア・リミテッド (Barclays Global Investors Australia Ltd)
(5) バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド (Barclays Global Investors Ltd)
(6) バークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド (Barclays Capital Securities Ltd)
(7)
(8)
(9)
(10)
(11)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	2,600	0	2,509,100
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 2,600	N 0	O 2,509,100
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数		0	
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)		2,511,700	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)		0	

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年3月31日現在)	S	36,500,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		6.88%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.20%

委任状

当社はパークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行代表取締役西山敏夫氏を代理人と定め、同氏に以下の権限を委任します。

- 1 平成16年4月1日付で、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社が日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守するために必要な、又は代理人が望ましい若しくは適切であると考える行為や物事をなすこと。
- 2 副代理人を選任する件。

以上の証として本委任状を作成する。

平成16年4月1日

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社

代表取締役社長 岡本和久



Power of Attorney

Know all men by these presents, that we, the undersigned, do hereby make, constitute and appoint Mr. Toshio Nishiyama, Representative Director of Barclays Global Investors Japan Trust & Banking Co., Ltd., as our lawful attorney-in-fact for us, and in our name, place and stead to do the following:

1. To do such acts and things as may be necessary or that the Attorney may consider to be desirable or expedient in order to ensure the Company's compliance with Chapter II-e "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan
2. To appoint one or more sub-attorney(s) to act on our behalf with respect to the powers granted herein above.

IN WITNESS WHEREOF, we executed and signed this Power of Attorney.

Dated: 27 November 2002

BARCLAYS GLOBAL INVESTORS, N.A.

(Signature)

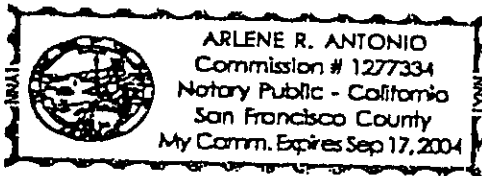

Secretary: Joanne T. Medero

Acknowledgment


State of California)
) ss.
County of San Francisco)

On Tuesday, November 27, 2002 before me, Arlene R. Antonio, personally appeared Joanne T. Medero

personally known to me -OR- proved to me on the basis of satisfactory evidence to be the person(s) whose name(s) is/are subscribed to the within instrument and acknowledged to me that he/she/they executed the same in his/her/their authorized capacity, and that by his/her/their signature on the instrument the person(s), or the entity upon behalf of which the person(s) acted, executed the instrument.



WITNESS my hand and official seal.


Signature of Notary Public

Description of Attached Document

Title or Type of Document: Power of Attorney - BGI, N.A.

(翻訳)

委任状

当社は、バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行代表取締役西山敏夫氏を代理人と定め、同氏に以下の権限を委任いたします。

- 1 バークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイが日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守するために必要な、又は、代理人が望ましい若しくは適切であると考える行為や物事をなすこと。
- 2 復代理人を選任する件。

以上の証として本委任状を作成する。

平成14年11月27日

バークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ

(署名)

秘書

ジョアンヌ・メデロ

(翻訳)
認証

カリフォルニア州

サンフランシスコ郡

2002年11月27日火曜日、私アーリン・アール・アントニオ、の個人の面前にて
ジョアンヌ・ティ・メデロは

■私個人が知っている-又は-□十分な証拠を持って法律文書に記載された名前の人
であることを私に証明し、彼女の権限の範囲内で同
じ署名をし、法律文書の署名によってその個人また
はその個人が代表して行為する団体がその法律文書
を作成したことを認証した。

証人 自署と捺印

公証人の署名

添付書類

書類名または種類：委任状—BGJ、N.A.

BY THIS POWER OF ATTORNEY made by way of Deed this 27th day of November 2002 Barclays Global Investors Australia Limited ABN 33 001 804 566 (the "Company") a company incorporated in and existing under the laws of New South Wales, Australia with its registered office situate at Level 1, 111 Harrington Street Sydney, 2000, Australia.

HEREBY APPOINTS Barclays Global Investors Japan Trust & Banking Co., Ltd with its office situate at 1-1-39 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo, Japan as the Company's true and lawful attorney (the "Attorney") with full powers and authority to do the following acts and things in the Company's name and on its behalf:

1. To do such acts and things as may be necessary or that the Attorney may consider to be desirable or expedient in order to ensure the Company's compliance with Chapter II-3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

The Company hereby agrees to ratify and confirm whatsoever the said Attorney may lawfully do by virtue of this Deed.

This power of Attorney is governed by and construed in accordance with the laws of England and Wales and shall be irrevocable until such time as the Company shall notify the Attorney in writing of its cessation.

IN WITNESS WHEREOF the Common Seal of the Company has been hereunto affixed the day, month and year first above written.

The Common Seal of

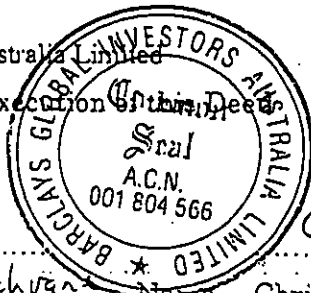
Barclays Global Investors Australia Limited

Was hereunto affixed in execution of this Deed

In the presence of

Name *Robert Cochran*

Title Director



Name *Christopher J Robson*

Title

Company Secretary

77°
No. : 102

オーストラリア、ニュー・サウス・ウェールズ法に基づき設立され、存続し、その登録住所を Level1, 111 Harrington Street Sydney, 2000 Australia に有するパークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド ABN 33 001 804 566 (「会社」) は、2002年11月27日捺印証書の形式によるこの委任状により、

日本国東京都渋谷区広尾1-1-1に営業所を有するパークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行を、会社の名においてかつ会社のために以下の行為及び物事を行う全ての権限を有する会社の真正かつ法律上の代理人(「代理人」)として、ここに任命する。

1. 会社が日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守するために必要な、又は、代理人が望ましい若しくは適切であると考える行為や物事を為すこと。

会社は当該代理人が合法的に行うあらゆる行為を確認及び追認することに本捺印証書によりここに同意する。

本委任状はオーストラリア、ニュー・サウス・ウェールズ法に準拠し、かかる法律に基づいて解釈され、会社が代理人に書面にてその中止を通知するまで取消することができないものとする。

上記の証として会社の共通印章を上述した年月日にここに貼り付ける。

パークレイズ・グローバル・インベスターズ・オーストラリアの共通印章が次の者の面前で貼り付けられ、この捺印証書がここに作成された。

[署 名]

氏名 ロバート・コチレーン
役職 取締役

[署 名]

氏名 クリストファー・ジェイ・ロブソン
役職 秘書

BY THIS POWER OF ATTORNEY made by way of Deed this 27th day of November 2002
Barclays Global Investors Limited (the "Company") a company incorporated in and
existing under the laws of England and Wales with its registered office situate at 54
Lombard Street, London EC3P 3AH

HEREBY APPOINTS Barclays Global Investors Japan Trust & Banking Co.,
Ltd with its office situate at 1-1-39 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo, Japan as the
Company's true and lawful attorney (the "Attorney") with full powers and
authority to do the following acts and things in the Company's name and on its
behalf:

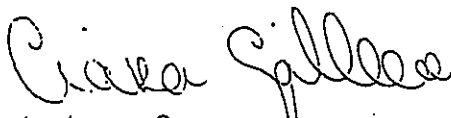
1. To do such acts and things as may be necessary or that the Attorney may
consider to be desirable or expedient in order to ensure the Company's
compliance with Chapter II-3 "Disclosure requirements for Substantial
Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

The Company hereby agrees to ratify and confirm whatsoever the said Attorney
may lawfully do by virtue of this Deed.

This power of Attorney is governed by and construed in accordance with the laws of
England and Wales and shall be irrevocable until such time as the Company shall
notify the Attorney in writing of its cessation.

IN WITNESS WHEREOF the Common Seal of the Company has been hereunto
affixed the day, month and year first above written.

The Common Seal of
Barclays Global Investors Limited
Was hereunto affixed in execution of this Deed
In the presence of


Assistant Secretary

Authorised Sealing Officer

Seal No. : GCS/PA/02/22



イングランド及びウェールズ法に基づき設立され、存続し、その登録住所を 54 Lombard Street, London EC3P 3AH に有するパークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド(「会社」)は、2002年11月27日捺印証書の形式によるこの委任状により、

日本国東京都渋谷区広尾1-1-39に営業所を有するパークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行を、会社の名においてかつ会社のために以下の行為及び物事を行う全ての権限を有する会社の真正かつ法律上の代理人(「代理人」として、ここに任命する。

1. 会社が日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守するために必要な、又は、代理人が望ましい若しくは適切であると考えられる行為や物事を為すこと。

会社は当該代理人が合法的に行うあらゆる行為を確認及び追認することに本捺印証書によりここに同意する。

本委任状はイングランド及びウェールズ法に準拠し、かかる法律に基づいて解釈され、会社が代理人に書面にてその中止を通知するまで取消することができないものとする。

上記の証として会社の共通印章を上述した年月日にここに貼り付ける。

パークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッドの共通印章が次の者の面前で貼り付けられ、この捺印証書がここに作成された。

[署 名]

副秘書役

捺印の権限を授与されたオフィサー

捺印番号： GCS/PA/02/22

BY THIS POWER OF ATTORNEY made by way of Deed this 3rd day of December 2002
Barclays Capital Securities Ltd (the "Company") a company incorporated in and existing
under the laws of England and Wales with its registered office situate at 54 Lombard
Street, London EC3P 3AH

HEREBY APPOINTS Barclays Global Investors Japan Trust & Banking Co.,
Ltd with its office situate at 1-1-39 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo, Japan as the
Company's true and lawful attorney (the "Attorney") with full powers and
authority to do the following acts and things in the Company's name and on its
behalf:

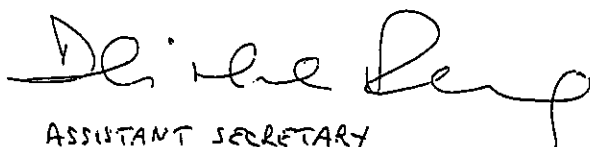
1. To do such acts and things as may be necessary or that the Attorney may
consider to be desirable or expedient in order to ensure the Company's
compliance with Chapter II-3 "Disclosure requirements for Substantial
Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

The Company hereby agrees to ratify and confirm whatsoever the said Attorney
may lawfully do by virtue of this Deed.

This power of Attorney is governed by and construed in accordance with the laws of
England and Wales and shall be irrevocable until such time as the Company shall
notify the Attorney in writing of its cessation.

IN WITNESS WHEREOF the Common Seal of the Company has been hereunto
affixed the day, month and year first above written.

The Common Seal of
Barclays Capital Securities Ltd
Was hereunto affixed in execution of this Deed
In the presence of



ASSISTANT SECRETARY
Authorised Sealing Officer



Seal No. : /GCS/PA/02/42

イングランド及びウェールズ法に基づき設立され、存続し、その登録住所を 54 Lombard Street, London EC3P 3AH に有するパークレイズ・キャピタル・セキュリテーズ・リミテッド(「会社」)は、2002年12月3日捺印証書の形式によるこの委任状により、

日本国東京都渋谷区広尾1-1-39に営業所を有するパークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行を、会社の名においてかつ会社のために以下の行為及び物事を行う全ての権限を有する会社の真正かつ法律上の代理人(「代理人」)として、ここに任命する。

1. 会社が日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守するために必要な、又は、代理人が望ましい若しくは適切であると考えられる行為や物事を為すこと。

会社は当該代理人が合法的に行うあらゆる行為を確認及び追認することに本捺印証書によりここに同意する。

本委任状はイングランド及びウェールズ法に準拠し、かかる法律に基づいて解釈され、会社が代理人に書面にてその中止を通知するまで取消することができないものとする。

上記の証として会社の共通印章を上述した年月日にここに貼り付ける。

パークレイズ・キャピタル・セキュリテーズ・リミテッドの共通印章が次の者の面前で貼り付けられ、この捺印証書がここに作成された。

[署 名]

副秘書役

捺印の権限を授与されたオフィサー

捺印番号： GCS/RA/02/42